

令和6年12月1日

医療情報取得加算に関する掲示

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しており、受診歴、薬剤歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な情報を取得・活用することで質の高い医療の提供に努めています。

国が定めた診療報酬算定要件に従い、令和6年12月1日より下記のとおり診療報酬点数を算定いたします。マイナ保険証によるオンライン資格確認などの利用に、ご理解ご協力をお願い申し上げます。

区分	マイナ保険証利用 (情報取得同意)	点数
初診	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点
再診 (3月に1回)	現行保険証・マイナ保険証 提示有無にかかわらず	1点

※正確な情報を取得・活用するため、マイナ保険証によるオンライン資格確認等の利用にご理解ご協力をお願いします。